

# 自治体の仲間

2015年 号外 2015.6.1

有料機関紙 1部20円 / (昭和59年11月5日第3種郵便認可)  
発行人/野村幸裕  
編集者/「自治体の仲間」編集委員会  
〒112-0012 東京都文京区大塚4丁目10-7  
☎(03)5978-3580 FAX(03)5978-3588  
郵便振替 東京00140-6-160259  
URL http://www.jichiroren.jp  
mail jichiroren@jichiroren.jp  
本紙の購読料は組合費に含まれています。

日本自治体労働組合総連合

戦争法制  
学習討議資料



## 存立危機事態? 中身は秘密



# ちよつと待った 「戦争法制」

安倍政権は5月14日、憲法違反の集団的自衛権の法制化、海外派兵恒久法の制定などを主な内容とする「戦争法制(安保法制)」を閣議決定し、翌日に国会へ提出しました。会期延長も視野に今国会で成立させるとしています。自治労連は結成以来、「地域住民の繁栄なくして自治体労働者の幸福はない」「住民に二度と赤紙は配らない」の立場で憲法をいかす運動をすすめてきました。「戦争する国づくり」を許さず、住民のいのちや暮らしを守るために戦争法制反対の声を大きくし、職場や地域で宣伝や署名をさらに広げていきましょう。



## 自治体が戦争の 協力体制に



## 日本が 戦争する国に

自治体労働者は二度と戦争に加担しない

# 安倍政権がねらう「戦争法制」とは何か?

## アメリカの起こす戦争に切れ目なく参加



- かつての日本には徴兵制がありました。
- ある日突然、この赤紙（召集令状）がきたら、否応なく戦場に行かねばなりません。
- 赤紙の裏面には「応召の心得」があり、拒否すれば逮捕・処罰されることが明記されています。
- この赤紙は役場の兵事係が本人や家族に直接渡していました。

### 憲法違反の集団的自衛権の法制化

戦争法制の中心である「集団的自衛権の行使」は、日本が攻撃されていなくても、米軍が攻撃されれば、日本も一緒に武力行使をするという事。これまでの自衛隊も憲法違反とされてきた概念です。しかも、中東地域で米軍が先制攻撃をしかけた場合であっても、集団的自衛権が発動されるとしているのですから、日本の防衛とはまったく無関係で、逆に米軍の先制攻撃を助長するものです。

### 自衛隊の米軍への協力を地球規模に拡大

いっしょでも地球上のごく近しい地域でも自衛隊の派兵を可能とします。しかもこれまでには戦闘地域ではない、安全な場所での水・食料の補給などに限定されていた活動を、いつ相手国からの攻撃を受けるかわからない危険な戦闘

### 政府が国会提出する安全保障法制関連法案

- 法改正**
- 平和安全法制整備法案 (※10本の現行法をひとまとめ)
  - ①武力攻撃事態法 (新設する存立危機事態に対応)
  - ②米軍行動関連措置法 (同)
  - ③海上輸送規制法 (同)
  - ④捕虜取り扱い法 (同)
  - ⑤特定公共施設利用法 (米軍以外の外国部隊も対象に)
  - ⑥国家安全保障会議設置法 (存立危機事態なども審議対象に)
  - ⑦周辺事態法 (地理的概念をなくし重要影響事態安全確保法として改正)
  - ⑧船舶検査活動法 (日本の安全と無関係な事態にも適用)
  - ⑨自衛隊法 (存立危機事態の関連規定新設など)
  - ⑩PKO協力法 (PKO以外の国際的活動にも参加可能に)
- 新法**
- 国際平和支援法案 (外国軍隊支援のため自衛隊を随時派遣可能に)

### 「海外で戦争する国」めざす 明文改憲ねらう安倍政権

自衛隊はこれまで海外に派遣されることはあっても憲法9条のもとでも人殺しを許さず、殺されることもありませんでした。しかし、この「戦争法制」が成立すれば、日本は「海外でアメリカと一体となって戦争する国」

### 自治体も米軍の戦争支援に協力、住民のくらしも犠牲に

#### 自治体の仕事が変わられる

現在の有事法制においても、自治体は国の要請により、医療従事者、土木作業従事者、運転手等への業務従事命令を発するほか、空港・港湾の使用、人員及び物資の輸送、給水、医療機関への患者の受入、地方公共団体の有する物品の貸与等をはじめあらゆる場面で、戦争に協力することが明記されています。

### 武力で平和はつくりえない 世論は反対が多数

#### 世論で安倍政権を包囲しよう

中東地域での度重なる紛争に象徴されるように、武力で平和はつくりえないことは明白です。世論調査(朝日新聞5月19日付)によれば、戦争法案の「今国会成立は必要ない」60%、安倍首相の「日本が米国の戦争に巻き込まれることは絶対にありえない」との説明に「納得できない」68%、集団的自衛権法制

これまでに具体化するごとのなかったこれらのしくみが、戦争法制の成立により現実のものとなります。住民の福祉の増進を図ることを基本的責務とする自治体が、住民生活よりも米軍支援を優先させられ、戦争遂行の末端組織に変質させられてしまうのです。

## 「戦争する国づくり」許さない

### 私たち自治体労働者は住民のいのち・くらしを守ることが仕事です

いまほど憲法がないがしろにされていることはありません。安倍首相のいう「積極的平和主義」の内容は積極的軍事介入です。政府の言葉にだまされてはいけません。憲法前文では「日本中で自由と人権が保障される。政府の行為によって二度と戦争をしない」と書いています。私たちはそのために具体的に行動し、声をあげることが大切です。(2015年5月1日 中央メーデーにて)



伊藤 真さん  
伊藤塾塾長、弁護士、日弁連憲法問題対策本部副本部長



大江 健三郎さん  
作家、1994年ノーベル文学賞受賞

安倍首相は、国会ではつきり説明をしないまま、アメリカ上下院で集団的自衛権を行使して世界のあらゆる場所でアメリカの戦争に積極的に参加し、そのための法律をつくと演説しました。私たちはこのことをもっと批判することが大切です。私たちの声を大きくして平和を守っていきましょう。(2015年5月3日 憲法集会 横浜・臨港パークにて)



暉 峻 淑子さん  
経済学者、評論家 埼玉大学名誉教授

いま私が子ども時代だった戦争に突入にする時の空気に似ていて、ものが言えない状況になってきています。こういう時は、集会で集まって多くの人に知らせることと同時に、「安倍政権のやり方には反対する」と一人ひとりが心の底から根拠をもって対話することが大切だと思います。(2015年5月12日 「許さな! 戦争法案」集会にて)

### たたかいのスケジュール

- 6月 4日 国会前行動 (18時30分~19時30分)
- 6月 9日 9の日宣伝
- 6月11日 国会前行動 (18時30分~19時30分)
- 6月13日 STOP安倍政権大集会
- 6月15日~6月24日までの平日 国会前座り込み行動 (10時00分~17時00分)
- 6月18日 国会前行動 (18時30分~19時30分)
- 6月24日(国会会期末) 国会包囲行動 (18時00分~)
- ※会期延長の場合はあらためて提起します
- 7月 9日 9の日宣伝

## 「戦争法制」阻止へ